

子どもの教育と
ママの働き始めたいを
応援します！

一ヶ月に 48 時間以上
働いてたら、料金無償
化で
お得！！

大阪市立瓜破北幼稚園の一時預かり事業について

幼児期は、身近な人にしっかり愛されて人格の基礎を培う大切な時期。そして、幼稚園は文部科学省が定めている教育を行う“学校”です。小学校以降と学び方は違うけれど、学校教育のスタートは幼稚園から。幼稚園へ入れたいけど、幼稚園って時間短いよねと思っている方、子育てもしたいし、お金も欲しいなあと思っている方、今、こんな預かり保育(教育時間以外の保育です)を実施しています。

1号認定(幼稚園に就学している子どもです)のお子さんで保育の必要性があり、保護者が新2号認定の手続きをすると、預かり保育利用料が無償化となります。

1日あたり 450 円、1ヶ月あたり 11,300 円を上限に無償！！
(例 1 日 400 円なので、登園日が 20 日だと 8,000 円となり、無償の範囲となります)
※長期休業中は、9 時から 17 時まで、料金と無償化の料金が変わります。

★新2号認定の手続きは、幼稚園で用紙をもらい必要書類を添付して提出するだけです。

★教育課程終了後、17 時まで預かります。

★保育の必要性の条件は、

- 1 1ヶ月 48 時間以上労働することを常態としている場合
- 2 妊娠中であるか又は出産後間がない場合(認定の有効期間があります。)
- 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障がいを有している場合
- 4 親族(長期間入院等をしている同居家族を含む。)を常時介護または看護している場合
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
- 6 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合
- 7 就学している場合
- 8 その他、保育が必要な状態にあると大阪市長が認める場合